

ギャラリー展示文書

紹介 上杉謙信・景勝の書状

「直江兼続」とその時代展 より

県立図書館・文書館共同企画展(「直江兼続」とその時代)に展示した文書を紹介します。

上杉謙信書状

きたじょうたんごのかみ 北条丹後守(高広)宛 [元亀2(1571)年] 11月10日



永禄4(1561)年の関東管領就任を契機に、謙信は関東進出を頻繁に行うようになります。それはほぼ年末に越山し、雪の少ない関東で冬を過ごし、翌年春には帰国するというかたちで行われました。そのため、謙信不在時に、相模国(現神奈川県)の北条氏康や甲斐国(現山梨県)の武田信玄によって攻撃されたり、配下の上野国厩橋(現群馬県前橋市)城将の北条高広が敵方につくなど、謙信の関東支配は不徹底なものでした。

永禄11(1568)年には、関東の支配地は上野国沼田城(現群馬県沼田市)を残すのみとなり、越後国内でも武田氏と結んだ村上城主本庄繁長の反抗にあうなど、危機的状況となりました。ところが、同年末に武田氏が駿河国(現静岡県)の今川氏真を攻めたことにより、この状況が一変することになります。それまでの甲斐(武田)・相模(北条)・駿河(今川)の三国同盟が崩壊し、敵対していた北条氏が謙信に同盟を求めてきたのです。翌年北条氏側の譲歩によって越相同盟が成立します。

この同盟締結には、武田氏の上野国西部進出の動きに対して謙信の信濃(現長野県)出陣によって牽制を加えてほしい、という北条氏側の期待がこめられていましたが、謙信はその期待に

解説文

○前欠

入無事候て、身之かたへ可引候歟、

其故者相・甲

有二三所取懸候得共、

身之滅亡者不申候条見

詰、小田原者信玄心懸候者、

明日縦身之前へ

信玄及手切候共、先越・甲令無事、

相・豆ヲ

信玄可撃候条、爰者相・

越運くらへ候、如此二

馬鹿者兼而存知候て、房州・

佐竹・太美二

手切後悔二候、小田原様者如何も候へ、其方如

存知之、自道七身代迄会釈二めて申義夢

毛頭無之候、樽肴・馬・太刀更二弓箭之際

不入儀二候、如何程も小田原違目候得共、無際限

候間、先越山以来計申候、謹言、

猶々、昨日迄者、氏郡

定而可被越歟、又氏

政俵二一途可被

申越由存処、左様二者

無之、何も之馬

鹿你無申事候、

定吾分も可為

同意候、以上、

十一月十日謙信(花押)

北条丹後守殿

反して、実際には関東方面の脅威がなくなったとみて越中(現富山県)方面に出陣します。さらに元亀元(1570)年に三河国(現愛知県)の徳川家康と越三同盟を結び、別のかたちで武田氏対策をとっています。

北条氏側は、いっこうに期待に^{こた}応えない謙信を見限り、越相同盟は元亀2(1571)年の北条氏康の死を機に、その子^{うじまさ}氏政によって一方的に破棄されます。そのほぼ1か月後、謙信から厩橋城将の北条丹後守(高広)宛に発給されたのが、この書状です。

前の部分を失っているため、大意はとりにくいのですが、「北条氏・武田氏が一緒に攻めてきたとしても滅亡はしない」、「(北条氏政は)このような馬鹿者だと昔から知っていた」、という記述がみえ、同盟を破棄した北条氏政に対する謙信の憤りが感じられます。

「猶々」以下の後段からは、「ここ数日北条側の^{ななお}藤田氏郡(北条氏康の四男・武蔵国(現埼玉県)鉢形城主)や北条氏政らから働きかけがあった

のかもしれないが、あんな馬鹿を相手にしないだろう」と謙信が(北条氏側についた経験のある)北条高広に対して念を押しているようです。

『上越市史』(通史編2中世)では、この書状について「翌11月、謙信は武田に寝返った北条氏政を馬鹿者とののしり、里見・佐竹・太田氏らとの手切れを悔やんでいると、その思いを厩橋の北条高広に吐露した。」と記しています。

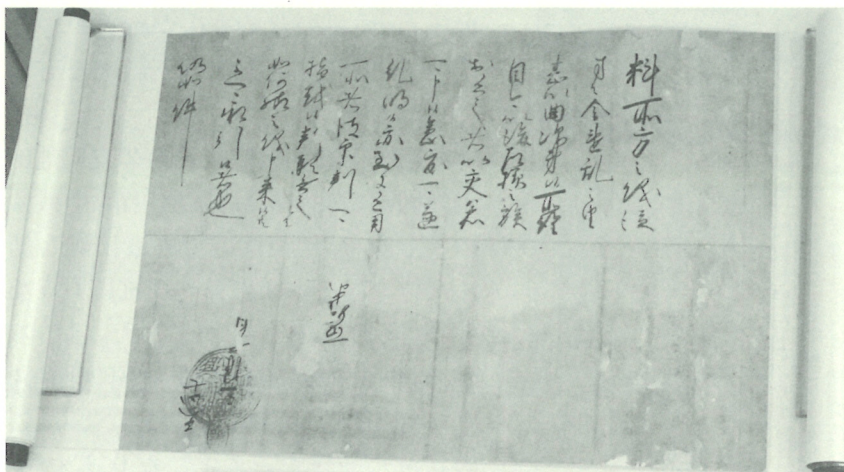
とにかく、感情の赴くままに書き連ねたような書状といえるのではないのでしょうか。「馬鹿者」という表現は古文書のなかで直接見られるものとしては珍しく、謙信の気質をものがたる貴重なものと思われま。

なお、戦国大名の書状は、右筆(祐筆とも書く、貴人につかえて文書の執筆等にあたる職)によって書かれることが多く、この書状もその一例と見られます。

《新潟県立文書館所蔵『上越市史』別編1
上杉氏文書集一所収 史料番号1068》

上杉景勝朱印状

百姓等宛 天正7(1579)年3月1日



天正6(1578)年3月9日、謙信は春日山城の厠で倒れ意識不明のまま13日に死去しました。死因は「不慮之虫氣」(=脳卒中か)であったそうです。

後継者を明らかにしないまま謙信が急死したため、養子の景虎(北条氏康の七男)と景勝(謙信の甥)の間で後継者争いがおきました。同年3月下旬景勝が春日山実城を占拠した後、景虎が春日山

を出て城下の御館に立て籠もり、そこが争乱の中心だったため、御館の乱とよびます。この争乱のさなか、景勝からある地域(頸城郡内か)の「百姓等」に発給されたのがこの朱印状です。

上・中越地方を中心に約3年間にわたった戦乱は景勝の勝利で終わりますが、春日山城下・府内を中心に焦土と化したところも多かったようです。この文書の地域の村も「方々」から収奪される危機に瀕していたようで、景勝の庇護を求めこの朱印状を発給してもらったものと考えられます。

解説文

料所方々之儀、從方々令違乱之由、甚以曲次第候、所詮、自今以後左様之族、於有之者、以交名可申候、急度可遂糺明候、亦至于有用所者、彼印判可指越候、判形無之候者、如何様之儀申来候共、仍如件、(以下折返し)

(朱印) 天正七
三月一日

(剥落)

百姓等

○印文「立願勝軍地蔵
摩利支天 飯繩明神」

争乱に紛れこの村から擄取しよう^{さくしゅ}と企てる者たちから生命・財産等を守る際に、「景勝の判形^{はんぎょう}のある書面での命令のほかは従わなくてよい」とするこの朱印状が効力を発揮したことでしょう。

なお、この朱印状とはほぼ同じ内容・形式のものが、同年3月日(何日かは無記入)「松之山百姓等」宛に発給されています(『上越市史』別編2上杉氏文書集二所収・史料番号1805)。ここでいう「松之山」は、旧東頸城郡松之山町(現 十日町市)地域内を指していたようです。

この朱印状の宛所部分が剥落^{はくらく}していることについては、あえて剥がした可能性があるとする研究者もいます。本来別の地域に発給された朱印状

を自分の地域に発給されたように使用したのかもしれませんが。景勝の「御墨付き」を求める村々が多かったのでしょう。当時の人々が景勝軍の優勢を肌で感じ取っていたことをうかがわせます。

《新潟県立文書館寄託藤野家文書
『新潟県史』資料編4中世二所収 資料番号2212
『上越市史』別編2上杉氏文書集二所収 史料番号1782》

新潟県立文書館では、『新潟県史』資料編所収の文書(原本及び複製)を所蔵しています。

直江兼続が活躍した時代(中世末～近世初)の文書もちろん含まれますが、残念ながら兼続自身のもの(原本)はありません。写真版等の複製文書であれば多数閲覧できますので、ご利用ください。

新たに閲覧可能となった文書等 (20.4～21.3)

	請求記号	文書群名(関係地名)	年代	点数	備考
複製	(県報)	新潟県治報知・県公報・県報	大正9～昭和12		120分冊
受贈受託等	E9903	越後国各地近世近代文書及び刊行物	元禄8～昭和29	453	
	E0409	北・西蒲原郡内文書ほか(新潟市・聖籠町)	宝暦7～安政6	13	
	E0412	新潟中央高等学校平成12年度修学旅行関係文書	平成10～平成14	11	
	E0502	新潟東工業高等学校生徒会刊行物ほか	昭和35～平成3	54	
	E0601	大正昭和期刊行新聞	昭和24～平成19	107	
	E0803	新潟県職業課職業紹介関係文書	昭和12～昭和14	2	
	E0804	俳書『みなしろたへ』・『けふの雪集』	延享4～文政8	2	
	E0805	大正12年9月3日付「新潟新聞」第2号外	大正12	1	
	F80	新潟市小甚旅館旧蔵書画ほか(新潟市)	明治27～昭和	194	

※太字の文書は解説文があります。

●新潟県職業課 職業紹介関係文書 2点

昭和12(1937)年～昭和14(1939)年

県の行政刊行物である「職業紹介関係事業要覧」を作成するにあって参考にした資料が合綴されたものです。職業課とは現在の産業労働観光部職業安定課の前身です。昭和11年9月1日に改正職業紹介法が施行されると同時に新潟県に職業課が新設されました。労務の需給調整、職業指導、移植民、出稼者保護等の職業行政を担っていた部署です。昭和11年度の職業紹介成績のグラフからは求人・求職・就職者数は工業及び鉱業が大多数を占めており、戦時中の産業情勢をうかがい知ることができます。

平成20年度受贈。閲覧は原本のみ。(請求記号 E0803)

●大正12年9月3日付 「新潟新聞」第2号外(関東大震災) 1点

大正12年9月1日に関東地方を襲ったマグニチュード7.9の直下型大地震により、首都圏は壊滅状態に陥りました。特に東京・横浜では大規模な火災が発生し、多くの被害者を出しました。

紙面には被災状況のほかに、「東京行きの注意」という記事があります。東京までの交通手段の教授、戒厳令が敷かれているので身元証明書が必要であること、食料飲料水を携帯することなどが呼びかけられています。

また震災直前に加藤友三郎首相が急死し、内閣は総辞職しています。地震発生翌日である9月2日に山本権兵衛内閣が成立しました。政府は民衆の暴動を恐れて各地に戒厳令を布告した、との記事も見えます。震災の混乱と政局の不安を並列して報じている点は、号外ならではの切迫した状況が伝わってきます。

平成20年度受贈。閲覧は原本のみ。(請求記号 E0805)

平成18年度文書 管理委任の状況

管理委任課	作成年代	点数
文書私学課	昭和51年～昭和52年	8
福祉保健課	昭和47年～昭和52年	2
林政課	昭和45年～昭和51年	4
農地管理課	昭和23年～昭和52年	25
農村環境課	昭和51年～平成3年	22
用地・土地利用課	昭和48年～昭和56年	8
砂防課	昭和44年～平成9年	25
都市局都市整備課	昭和37年～昭和51年	24
東港開発課	昭和49年～昭和59年	75
人事委員会事務局総務課	昭和26年～昭和52年	10
病院局総務課	昭和49年～昭和51年	9
教育庁総務課	昭和50年～昭和51年	41
文化行政課	昭和41年～昭和54年	20
合 計		273

文書館情報室 こんなふうにご利用できます。

☆新聞(複製版)を利用されている Tさんにインタビューしました。

● 何について調べですか。

新潟県の満州移民について調べています。他県にはある満州開拓団の全体像をまとめたものが新潟県にはないので、県内各地域の新聞を見ながら記事を探し、県送出開拓団の全体像についてまとめています。

● どのようにして調べられているのですか。

県内各地域の新聞を調べています。その中で、新潟港からの出発記事、満州から送られてくる「たより」や「開拓団から新聞社への報告」を注意しながら見えています。

● 文書館の新聞(複製版)のよいところはどこですか。

現物が一番いいのですが閲覧できるところは限られています。マイクロフィルムもありますが、当てなく探すのには疲れます。複製版は、全体を見てキーワードから記事をパッと見つけやすいところがよいので利用しています。

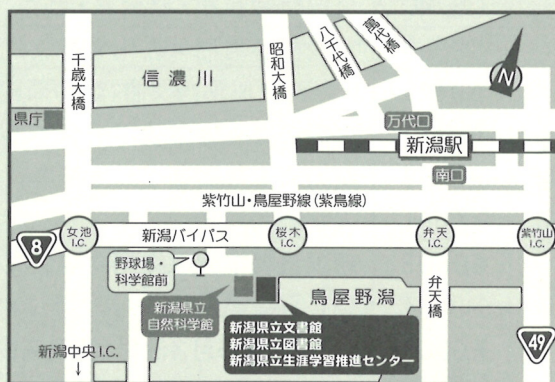
◆本号で紹介している文書等は、原則としていつでも閲覧できます。詳細は、閲覧室に備え付けの目録をご覧ください。

◆文書等の閲覧は、原本のみの場合は原本を、複製物のあるときはそちらをご利用いただけます。

◆平成16年4月から当館所蔵文書及び複製文書の一部について、閲覧請求記号が変更になりました。(閲覧手続き等は従来どおりです。)

◆取り扱い上、特に注意が必要な形態の文書や、閲覧に際して一定の条件を付した文書については、閲覧用目録に「条件公開」の注記があり、別途手続きが必要です。

◆文書等の複写につきましては、郵便や電話等による依頼には沿いかねますので当館にお越しの上、所定の手続きをお願いします。



県立文書館は、県立図書館と県立生涯学習推進センターとの複合施設です。

JR新潟駅の南口または万代口からバスが出ています。南口より「女池愛宕(めいけあたご)行き」または「市民病院行き」、万代口より「女池愛宕行き」に乗り、「野球場・科学館前」で下車して徒歩8分です。

開館時間：火～金 9時30分から19時まで
土～日 9時30分から17時まで

休館日：月曜日、国民の祝日・休日、
毎月第3木曜日、
国民の祝日である月曜日の翌日
年末年始(12月28日～1月4日)
特別整理期間(年間10日程度)

編集・発行 新潟県立文書館

〒950-8602 新潟市中央区女池南3丁目1番2号
TEL. 025-284-6011 FAX. 025-284-8737
URL. <http://www.lalanet.gr.jp/npa/>
E-mail. archives@mail.lalanet.gr.jp